第四条の十六の次に次の二条を加える。

（仮使用認定報告書）

第四条の十六の二　法第七条の六第三項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、前条第五項の規定による通知をした日から七日以内とする。

2　法第七条の六第三項に規定する仮使用認定報告書は、別記第三十五号の四様式による。

3　法第七条の六第三項の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　別記第三十四号様式の第二面による書類

二　法第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従つて認定を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

4　前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもつて同項各号の書類に代えることができる。

（適合しないと認める旨の通知書の様式）

第四条の十六の三　法第七条の六第四項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による適合しないと認める旨の通知書の様式は、別記第三十五号の五様式及び別記第三十六号様式による。

第四条の二十第一項第二号中「から第四条の二十三」を「、第四条の二十二及び第四条の二十四において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）」に改め、同条第二項第二号中「第四条の三十六及び第四条の三十七において準用する次条（第一項を除く。）から第四条の二十三まで」を「第四条の二十五並びに第四条の二十六において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第四条の二十二」に改め、同条第三項第二号中「第四条の三十八及び第四条の三十九において準用する次条（第一項を除く。）から第四条の二十三まで」を「第四条の二十七並びに第四条の二十八において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第四条の二十二」に改める。

第四条の二十一第二項及び第三項を削る。

第四条の二十二を削る。

第四条の二十三の見出し中「等」を削り、同条第一項中「、第四条の二十一」を「、前条」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「第四条の二十五第四号」を「次条第四号」に改め、同項第二号ハ中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同項第三号イ中「第四条の二十一」を「前条」に改め、「（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）」を削り、同条第二項を削り、同条を第四条の二十二とする。

第四条の二十四を削る。

第四条の二十五中「登録調査資格者講習実施機関」を「登録調査資格者講習事務を行う者（以下「登録調査資格者講習実施機関」という。）」に、「第四条の二十三第一項第一号」を「前条第一号」に改め、同条第十二号中「（以下単に「修了証明書」という。）」を削り、同条を第四条の二十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第四条の二十四　第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）の規定は、第四条の二十第一項第二号の登録及びその更新、登録調査資格者講習、登録調査資格者講習事務並びに登録調査資格者講習実施機関について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六から第四条の三十五までを削り、第四条の三十六を第四条の二十五とする。

第四条の三十七中「第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五まで」を「第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三」に、「第四条の十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号」を「第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号」に、「、第四条の二十五第四号」を「、第四条の三十七」を「第四条の二十六」に、「第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号」を「第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号」に改め、同条を第四条の二十六とし、第四条の三十八を第四条の二十七とする。

第四条の三十九中「第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五まで」を「第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三」に、「第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号」を「第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号」に、「、第四条の二十五第四号」を「、第四条の三十七」を「第四条の二十六」に、「第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号」を「第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号」に改め、同条を第四条の二十六とし、第四条の三十八を第四条の二十七とする。

第四条の四十一中「第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五まで」を「第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三」に、「第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号」を「第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号」に、「、第四条の二十五第四号」を「、第四条の三十七」を「第四条の二十六」に、「第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号」を「第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号」に改め、同条を第四条の二十六とし、第四条の三十八を第四条の二十七とする。

第四条の四十二中「第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五まで」を「第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三」に、「第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号」を「第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号」に、「、第四条の二十五第四号」を「、第四条の三十七」を「第四条の二十六」に、「第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号」を「第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号」に改め、同条を第四条の二十六とし、第四条の三十八を第四条の二十七とする。

第四条の四十三中「第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五まで」を「第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三」に、「第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号」を「第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号」に、「、第四条の二十五第四号」を「、第四条の三十七」を「第四条の二十六」に、「第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号」を「第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号」に改め、同条を第四条の二十六とし、第四条の三十八を第四条の二十七とする。

第四条の四十四中「第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五まで」を「第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三」に、「第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号」を「第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号」に、「、第四条の二十五第四号」を「、第四条の三十七」を「第四条の二十六」に、「第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号」を「第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号」に改め、同条を第四条の二十六とし、第四条の三十八を第四条の二十七とする。

第四条の四十五中「第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五まで」を「第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三」に、「第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号」を「第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号」に、「、第四条の二十五第四号」を「、第四条の三十七」を「第四条の二十六」に、「第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号」を「第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号」に改め、同条を第四条の二十六とし、第四条の三十八を第四条の二十七とする。

第四条の四十六中「第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五まで」を「第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三」に、「第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号」を「第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号」に、「、第四条の二十五第四号」を「、第四条の三十七」を「第四条の二十六」に、「第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号」を「第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号」に改め、同条を第四条の二十六とし、第四条の三十八を第四条の二十七とする。

第四条の四十七中「第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五まで」を「第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三」に、「第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号」を「第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号」に、「、第四条の二十五第四号」を「、第四条の三十七」を「第四条の二十六」に、「第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号」を「第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号」に改め、同条を第四条の二十六とし、第四条の三十八を第四条の二十七とする。

第四条の四十八中「第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五まで」を「第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三」に、「第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号」を「第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号」に、「、第四条の二十五第四号」を「、第四条の三十七」を「第四条の二十六」に、「第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号」を「第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号」に改め、同条を第四条の二十六とし、第四条の三十八を第四条の二十七とする。

第四条の四十九中「第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五まで」を「第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三」に、「第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号」を「第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号」に、「、第四条の二十五第四号」を「、第四条の三十七」を「第四条の二十六」に、「第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号」を「第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号」に改め、同条を第四条の二十六とし、第四条の三十八を第四条の二十七とする。

第五条の二第二項及び第六条の二第二項中「第十八条第十六項」を「第十八条第十八項」に改める。

第六条の三第一項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同項第二号ロ中「第八条の二第六項」を「第八条の二第五項」に改め、同項第三号ニ中「第八条の二第七項」を「第八条の二第六項」に改め、同条第二項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同項第二号中「第八条の二第六項」を「第八条の二第五項」に改め、同項第三号中「第八条の二第七項」を「第八条の二第六項」に改め、同項第四号中「第八条の二第八項」を「第八条の二第七項」に改め、同項第五号中「第八条の二第九項」を「第八条の二第十四項」に改め、同項第六号中「第八条の二第十二項」を「第八条の二第十七項」に改め、同項に次の一号を加える。

九　適合判定通知書又はその写し

第六条の三第三項及び第四項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同条第五項第一号中「の図書」を「及び第九号の図書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事による台帳の記載等）

第六条の四　都道府県知事は、構造計算適合性判定に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳（第三条の七の申請書及び第八条の二第七項において準用する第三条の七（第三条の十において準用する場合を除く。）の通知書（以下この条において「申請書等」という。）を保存しなければならない。

2　前項に規定する台帳は、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

一　別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び第三面並びに別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項

二　申請書等の受付年月日